

長野県の公共事業評価制度

1 公共事業評価の目的

県が実施する国庫補助事業（交付金を含む）及び県単独事業（以下「公共事業」という。）について、事業着手前から完了後までの各段階において、公共事業評価を実施し、評価結果等を公表することにより、公共事業の一層の効率化、重点化を図るとともに、その実施過程の透明性を向上させることを目的とする。

2 公共事業評価の種類

●新規評価

新たに事業に着手しようとする箇所について、事業実施の妥当性及び着手の優先度の視点から評価を行い、事業採択の判断に活用するもの。

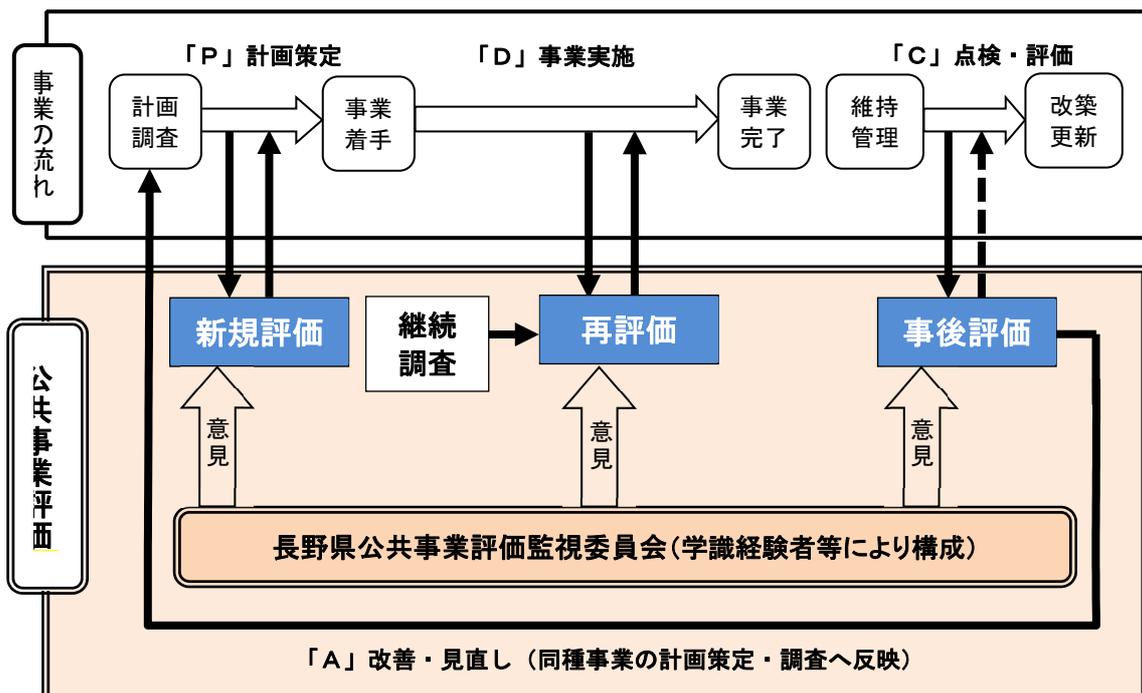
●再評価

事業採択後一定の期間を経過した後も未着工の箇所、事業採択後長期間が経過している箇所、事業費が著しく増加する箇所等について、事業の進捗状況、社会経済情勢等の変化等の視点から評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うもの。

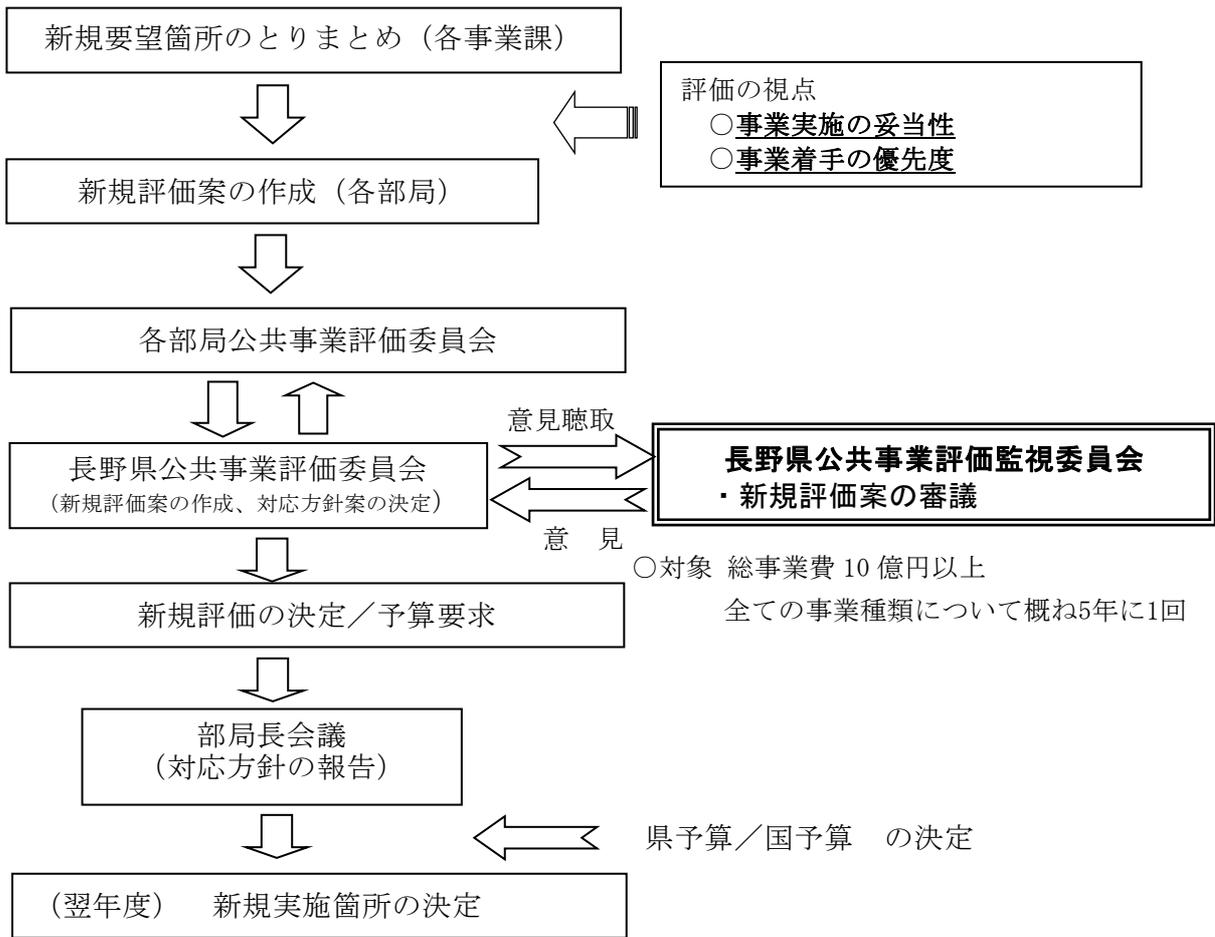
●事後評価

事業完了後一定の期間を経過した箇所について、事業効果の発現状況などの評価を行い、同種事業の計画・調査のあり方等に反映させるもの。

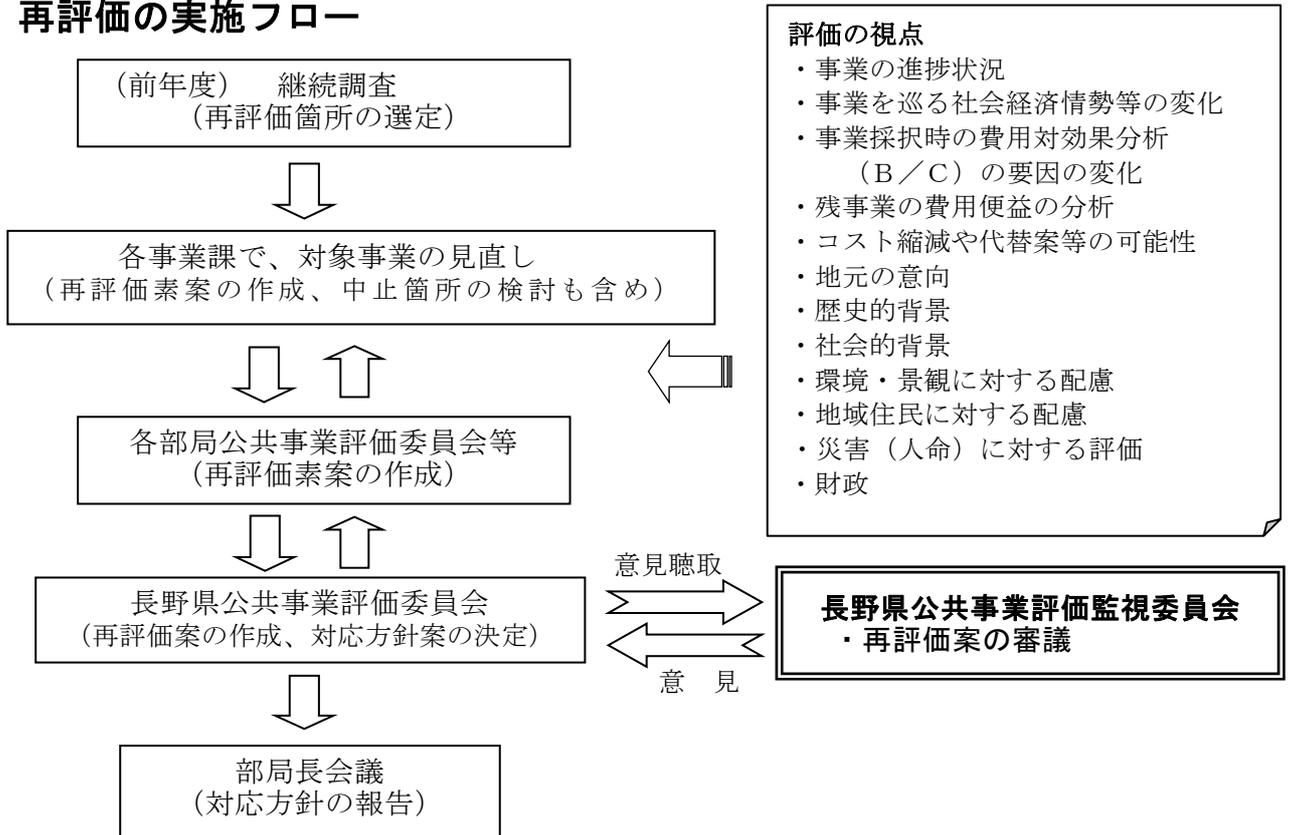
3 公共事業評価の概念図



■ 新規評価の実施フロー



■ 再評価の実施フロー



■ 事後評価の実施フロー

